

自然災害等の影響による行事中止の判断基準および対処方針

2020年3月13日 日本伝熱学会理事会承認

2020年4月25日 改定

本基準および対処方針は、「日本伝熱学会としての基本方針」を示したものである。実際の運用に当たっては、参加者の安全を最優先し、現地の状況によって適宜対応することとする。会場に独自の基準がある場合にはそれに従うこととする。

自然災害が予想される場合、実行委員会は状況を総合的に判断し、行事2日前の17時頃までに、行事の全部あるいは一部中止、延期等の可能性を判断し、HP等に掲載して参加者に周知する。その場合には、下記の判断基準を参考とし、最終的な結論の公表時期もあわせて参加者に周知する。

< 1. 行事中止や延期の判断基準 >

行事の開催については、参加者等の安全を最優先とし、実行委員会にて対応（行事の開催続行、中止、延期等）を決め、本会に連絡する。行事の中止や延期の判断は、速やかに本会ホームページ等にて周知をする。

- (1) 開催地に、大雨、暴風、洪水などの警報や特別警報が発令された場合。
 - ・当日午前7時の時点で解除されていない場合は、当日午前の行事を中止する。
 - ・当日午前11時の時点で解除されていない場合は、当日午後の行事を中止する。
 - ・当日の夕刻から重要な行事を予定している場合で天候の回復が見込まれる場合は、13時の時点で再度判断をする。
- (2) 上記の警報や特別警報が解除されていても、実行委員会が危険と判断した場合。
- (3) その他の危機事象（地震、火災、人災、重大事故等）によって、実行委員会が危険と判断した場合。
- (4) 交通機関の大幅な乱れや運休がある場合、又はそれが予想される場合。

< 2. 行事開催中に地震等の災害が発生した場合 >

当日と以降全ての行事を中止し、直ちに参加者の安全を確保する。

< 3. 講演論文集・教材等の発行および論文等の取り扱いについて >

講演論文集・教材等の発行を行うか否かは、実行委員会の判断に依る。

- (1) 講演論文集を発行した場合の掲載論文の取り扱いは、既発表とする。
- (2) 講演論文集の掲載論文を他の講演会等で発表する場合、必ず既発表である旨を明記する。
- (3) 行事が中止となった場合、優秀プレゼンテーション賞等の審査・表彰は行わない。

< 4. 参加登録費、聴講料等について >

参加登録費、聴講料等の徴収は、原則として以下の通りとする（り災・被災証明書による支払い免除等、被災者への配慮は個別に行う）。

- (1) 上記3項の判断により講演論文集を発行した場合、登壇予定者からは参加費を徴収する。また、事前申込者には、参加者キット一式（講演論文集、講演プログラム、領収書など）を郵送する。ただし、参加費の返金を行わない。
- (2) 講習会等の聴講料は、開催前に行事が中止された場合、経費等を差し引いて返金する。行事開催期間中に災害が発生し、中止となった場合は、返金しない。
- (3) 行事が開催された場合の講師の講演料及び旅費、未講演であっても当該行事のために執筆された教材等の原稿料は、支払うものとする。

< 5. 費用の負担について >

行事に要した経費は、中止、延期等に係わらず、企画組織の負担とする。

< 6. 免責事項 >

行事中止に伴い、参加のために掛かった、旅費、交通費、宿泊費等及び、それらのキャンセルにかかる費用については参加者側の負担とし、日本伝熱学会は補填しない。

その他、日本伝熱学会の責任に帰することができない事由により生じた損害や損失については、日本伝熱学会は責任を負わない。

以上